

労働保険年度更新のお知らせ

令和2年度の労働保険年度更新手続は6月1日から7月10日までです。

今年度の労働保険（労災保険・雇用保険の総称）の申告・納付の期間は6月1日から7月10日までとなっており、労働保険料は熊本労働局総務部労働保険徴収室又は県内最寄りの労働基準監督署、若しくは日本銀行歳入代理店の金融機関又は郵便局（ただし、口座振替のご利用者を除く）で申告・納付してください。

また、6月25日から7月6日にかけて県内各地で開催する集合受付会場においても申告することができます（納付は申告後、日本銀行歳入代理店の金融機関又は郵便局で行っていただきます）。集合受付会場の日程等は事業主の皆様へ送付する申告書に同封の「熊本労働局からのお知らせ」でご確認ください。（コロナウイルスの感染拡大の状況によっては集合受付会が開催できないこともありますので、最新の開催予定については、『熊本労働局』のキーワードで熊本労働局ホームページをご確認願います）

なお、労働保険料を申告される際には、「労働保険概算・確定保険料申告書」に必要な事項を記入の上ご持参ください。

年度更新手続を怠りますと、「国」が職権で申告すべき正しい労働保険料の額を決定した上で追徴金を徴収することがありますので、必ず期限内に申告・納付されますようお願いいたします。

労働保険は、農林水産業の一部を除いて、一人でも労働者を雇用している場合（パートやアルバイトの方を含む）は、必ず加入しなければならない制度です。労働者を雇用している事業主の皆様で、まだ労働保険の加入手続を済まされていない場合は、最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）に御相談の上、速やかに加入されますようお願いいたします。

- 「年度更新申告書」の記載方法についてのお問い合わせは、
 - ・ コールセンター
電話 0120-560-710
- その他「年度更新」については、
 - ・ 熊本労働局総務部 労働保険徴収室
電話 096-211-1702
又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。